

農業委員会委員選挙人名簿登録申請

農業委員会選挙人名簿は、農業委員会の選挙による委員を選挙するうえで重要な名簿です。毎年1月1日現在で要件を満たした方の申請に基づき、その選挙資格を調査し作成しますので、忘れずに申請してください。



《申請できる方》

砂川市に住所を有し、3月31日現在満20歳以上（平成3年4月1日までに生まれた方）で、次のいずれかに該当する方。

- ▶ 30アール（約3反）以上の農地につき、耕作の業務を営む方
- ▶ 上記の方の同居の親族または配偶者（未届けは含まれない）の方で年間60日以上耕作に従事している方

《申請できない方》

- ▶ 農業に従事していても、単なる同居人・雇用人の方
- ▶ 同居の親族・配偶者の方であっても、耕作に従事する日数が60日未満の方
- ▶ 成年被後見人・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、または、その執行を受けることがなくなるまでの者
- ▶ 選挙犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者

農業委員会で審議された案件

（上段：賃貸借・使用貸借 下段：売買・贈与 単位：件）

案 件 名	4~8月計	9月	10月	11月	12月	22年累計
農振法による農用地区域除外申請	0	—	—	—	—	0
農地法第3条許可申請	4	1	—	—	—	5
農地法第4条許可申請	—	—	—	—	—	—
農地法第5条許可申請	1	—	—	—	1	2
	—	—	1	—	—	1
農用地利用集積計画の決定について	6	1	—	3	—	10
	3	1	—	1	—	5
現況証明願	3	1	1	6	1	12
農地法第3条の3届出書	3	—	—	3	—	6
農地法第18条第6項合意解約通知	3	—	—	1	—	4
農業者年金に関する申請について	14	2	1	—	2	19

その他 9月・玉葱作況調査収量について
 ・ 水稻作況調査収量について
 ・ 果樹作況調査について
 ・ 農地法第30条の規定による農地利用状況調査（一斉）について
 11月・平成23年度砂川市農業振興建議書（案）について



編集後記

◇謹賀新年。皆様方には健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。本年もよろしくお願いたします。◇記事中の写真ではお伝えできていないと思いますが、ごこちない手つきで稲を刈る子供たちの表情がいきいきとしていて印象的でした。市内農業者の皆様にはこの他にも、児童・生徒の農業体験を受け入れている例があると聞いています。今の子供たちはほとんど農業に接する機会がない状況にあります。このような体験学習の受け入れはどうしても農繁期に重なってしまうことから皆様方のご協力は得難く有難いものと感じました。

(K.S)